裁判官訴追状、特別上告状の別紙

事件一覧

下記の事件は　日本国憲法の三権分立（第41条、第65条、第76条1項）、裁判所法第８１条に抵触するなので、　日本国裁判官訴追委員会に　裁判官訴追を請求し、最高裁判所に合弁審理・調査を請求し、事件の真相を明らかに調べる、在日外国人に説明する。

合弁審理・調査の理由：大宇宙ジャパン株式会社違法行為の保護を支援すること。

# 動産保全事件

## 令和３年(ヨ)第３３６７号　動産引渡断行仮処分命令申立事件

担当：東京地方裁判所民事第9部　秋田　智子

下記の令和３年(ヨ)第２１０６４号に移行

## 令和３年(ヨ)第２１０６４号　動産の引渡断行仮処分命令申立事件

担当：東京地方裁判所民事第３３部　裁判官　伊藤　由紀子

決定主文：

１　被告は、原告に対し、閻璟菂の違法証拠及びパソコン、社員証などを返却する。

２　申立費用は被告の負担とする。

## 令和４年(モ)第４０００１号　保全異議申立事件

令和３年(ヨ)第２１０６４号の即時抗告

担当：東京地方裁判所民事第３３部　裁判官　佐藤　卓

決定主文：

1 債権者と債務者間の東京地方裁判所令和3年（ヨ）第 21 0６4号動産の引渡断行仮処分命令申立事件（基本事件）について，当裁判所が令和 3年 1 2月24日付けでした仮処分決定を認可する。

2 債務者のその余の申立てをいずれも却下する。

3 申立費用は債務者の負担とする。

## 令和４年(ラク)第１４１号　特別抗告提起事件

令和４年(モ)第４０００１号の特別抗告

担当：東京高等裁判所民事第１４民事部　裁判長　石井　浩

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裁判官　菅家　忠行

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裁判官　塚原　聡

決定主文：

1 本件特別抗告を却下する。

2 特別抗告費用は抗告人の負担とする。

# 令和４年（ワ）第８１０８号

東京地裁民事31部

## 分離１：国（東京地裁裁判官）

令和４年（モ）第１０１３号

東京地裁民事31部

決定主文：

## 分離２：（東京都の大崎警察署）

令和４年（）第号

東京地裁民事３１部

審理中❓

## 分離３：大宇宙ジャパン株式会社労働

令和４年（モ）第１１９７号東京地裁民事１１部

審理中

# 令和４年（ワ）第８２９６号（大宇宙ジャパン株式会社労働）

東京地裁民事１９部裁判官　塩　原学は虚偽告訴を受けたら訴訟事件を立上る

令和４年（ワ）第８１０８号と　合弁審理になった

# 令和４年（行ウ）第１８７号

東京地裁行２部

## 分離１：令和４年（行ウ）第１８７号（東京都）

　　　深川警察署、四谷警察署、丸ノ内警察署、高輪警察署

決定主文：

## 分離２：令和４年（行ウ）第２０６号（国）

　　　人事院、法務局、労働局、国税庁（署）など

## 分離３：令和４年（行ウ）第２０７号（江東区）

　　　江東区長

## 分離４：令和４年（行ウ）第２０８号（東京都、江東区）

　　　行政審査（東京都、江東区）

決定主文：

# 令和４年（ワ）第１１１５６号

独立行政法人都市再生機構

東京地裁民事４３部

判決主文：